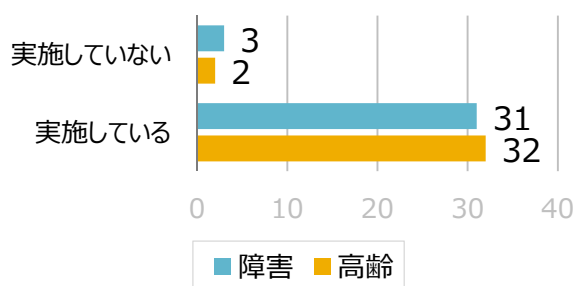

成年後見制度利用支援事業等に関する 実態把握調査の結果

アンケート概要

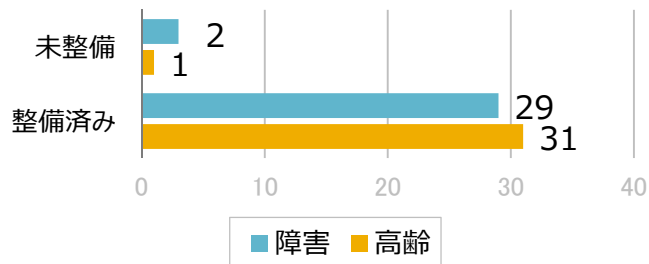
目 的	県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対 象	県内全市町行政 35 か所
調査時期	平成 26 年 10 月～平成 27 年 1 月
調査時点	平成 26 年 9 月末
調査方法	メール及び郵送による送付と回収
依 頼 数	35
回 答 数	34

成年後見制度利用支援事業について

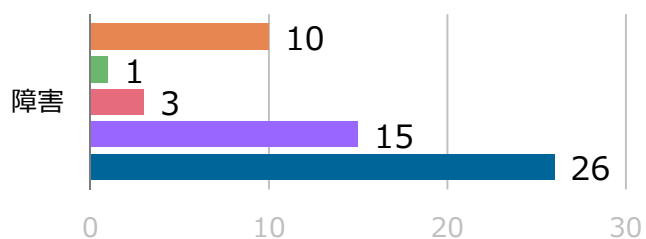
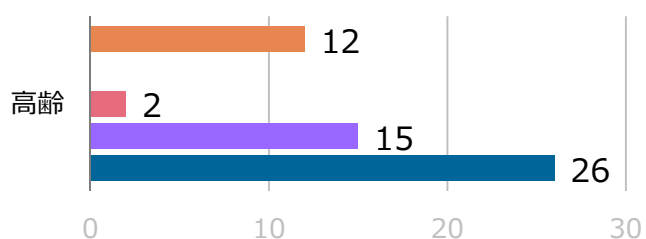
◆ 成年後見制度利用支援事業実施状況



◆ 成年後見制度利用支援事業に係る要綱整備



◆ 申立費用助成事業の対象要件（複数回答）



■ その他

■ 福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者

■ 身寄りのない者

■ 生活保護受給者又はそれに準ずる者

■ 首長申立てであること

【その他】

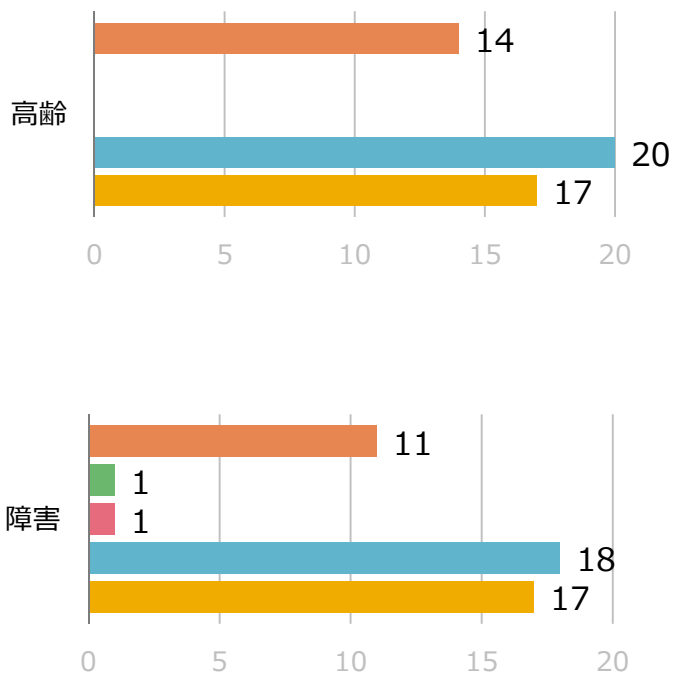
● 高齢

- 費用負担が困難である者（5）
- 助成を受けなければ申立てに要した費用等を負担することが困難であると首長が認める者（5）
- 首長申立であって、費用の助成が必要と思われる者
- 成年後見人等の報酬に係る費用を負担する者がいない場合
- 預貯金 100 万円以下の者

● 障害

- 費用負担が困難である者（4）
- 助成を受けなければ申立てに要した費用等を負担することが困難であると首長が認める者（4）
- 首長申立であって、費用の助成が必要と思われる者
- 預貯金 100 万円以下の者

◆ 後見人等報酬助成事業の対象要件



- その他
- 福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者
- 身寄りのない者
- 生活保護受給者又はそれに準ずる者
- 首長申立てであること

【その他】

● 高齢

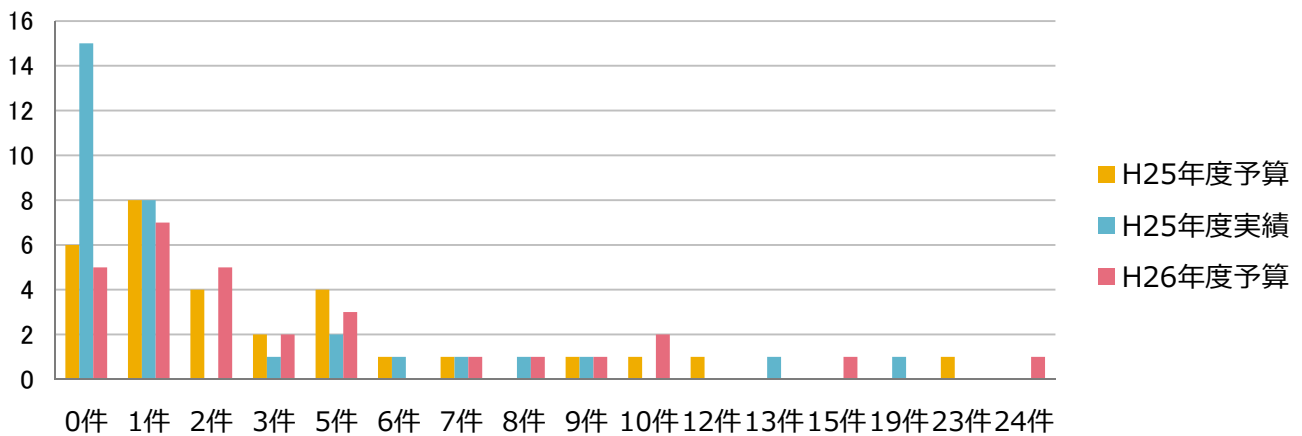
- 助成を受けなければ申立てに要した費用等を負担することが困難であると首長が認める者（6）
- 費用負担が困難である者（3）
- 首長申立であり、生活保護者もしくは活用できる資産や貯蓄がなく助成を受けなければ制度の利用ができない者
- 報酬費用の負担が困難であると家裁に判断された者
- 預貯金 100 万円以下の者

● 障害

- 助成を受けなければ申立てに要した費用等を負担することが困難であると首長が認める者（4）
- 費用負担が困難である者（3）
- 首長申立であり、生活保護者もしくは活用できる資産や貯蓄がなく助成を受けなければ制度の利用ができない者
- 報酬費用の負担が困難であると家裁に判断された者
- 預貯金 100 万円以下の者

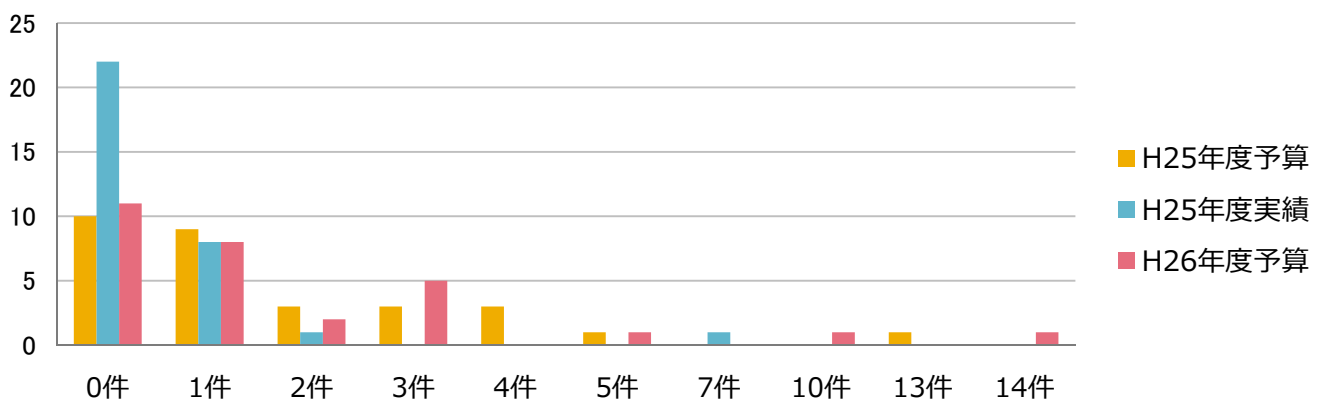
◆ 申立費用の助成件数

高齢



	0件	1件	2件	3件	5件	6件	7件	8件	9件	10件	12件	13件	15件	19件	23件	24件
H25 予算	6	8	4	2	4	1	1		1	1	1				1	
H25 実績	15	8		1	2	1	1	1	1			1		1		
H26 予算	5	7	5	2	3		1	1	1	2			1			1

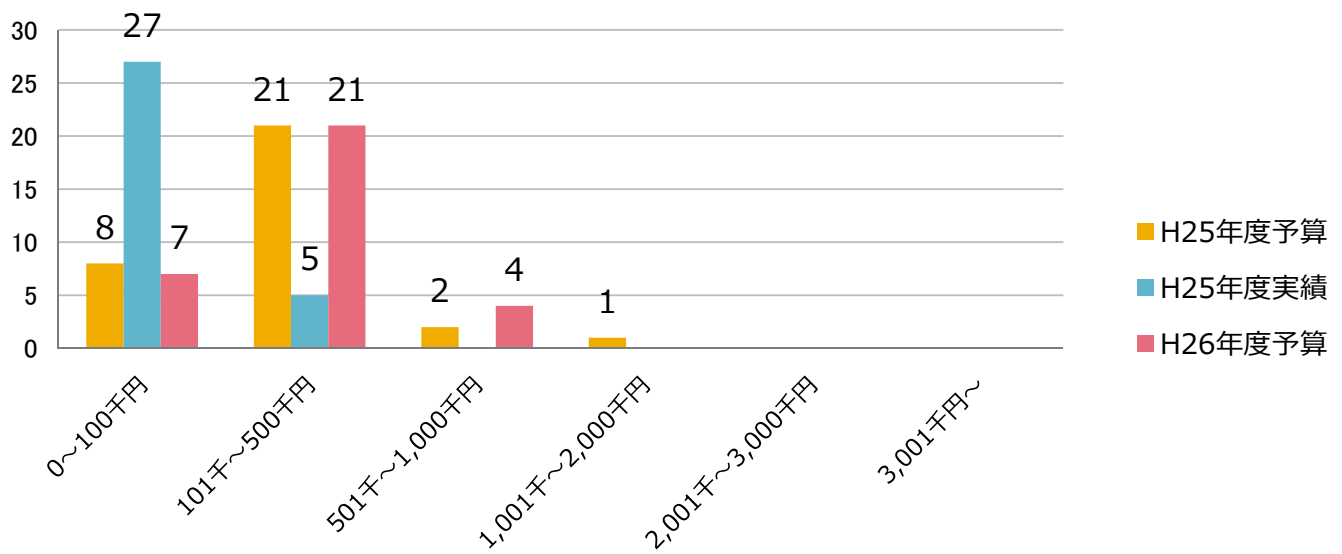
障害



	0件	1件	2件	3件	4件	5件	7件	10件	13件	14件
H25 予算	10	9	3	3	3	1			1	
H25 実績	22	8	1				1			
H26 予算	11	8	2	5		1		1		1

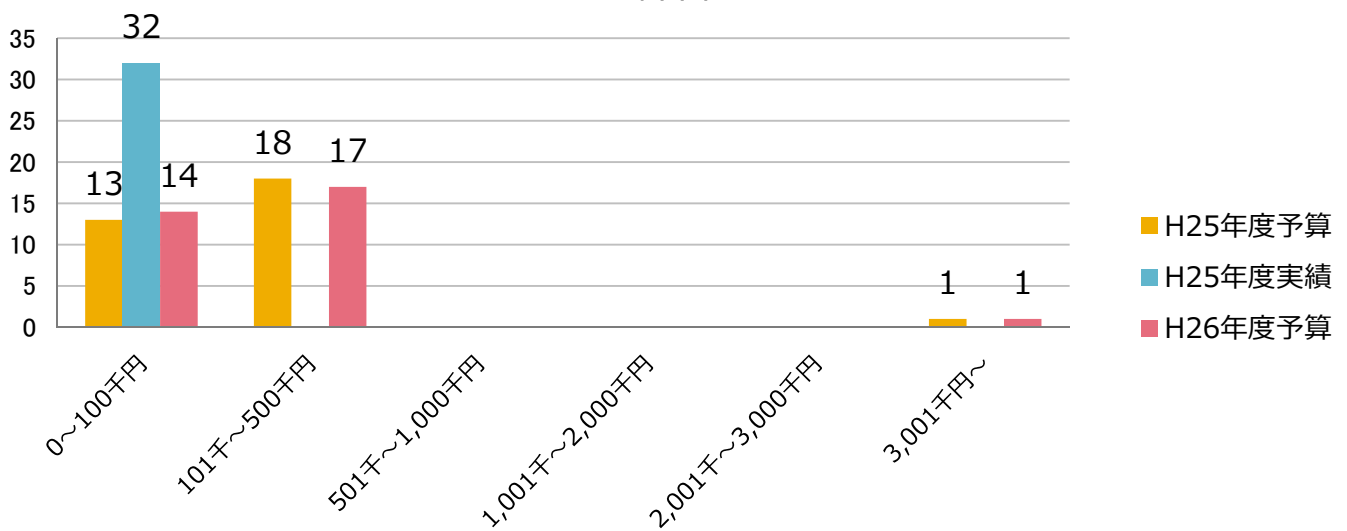
◆ 申立費用の助成金額

高齢



	0～100 千円	101 千～ 500 千円	501 千～ 1,000 千円	1,001 千～ 2,000 千円	2,001 千～ 3,000 千円	3,001 千円～
H25 予算	8	21	2	1		
H25 実績	27	5				
H26 予算	7	21	4			

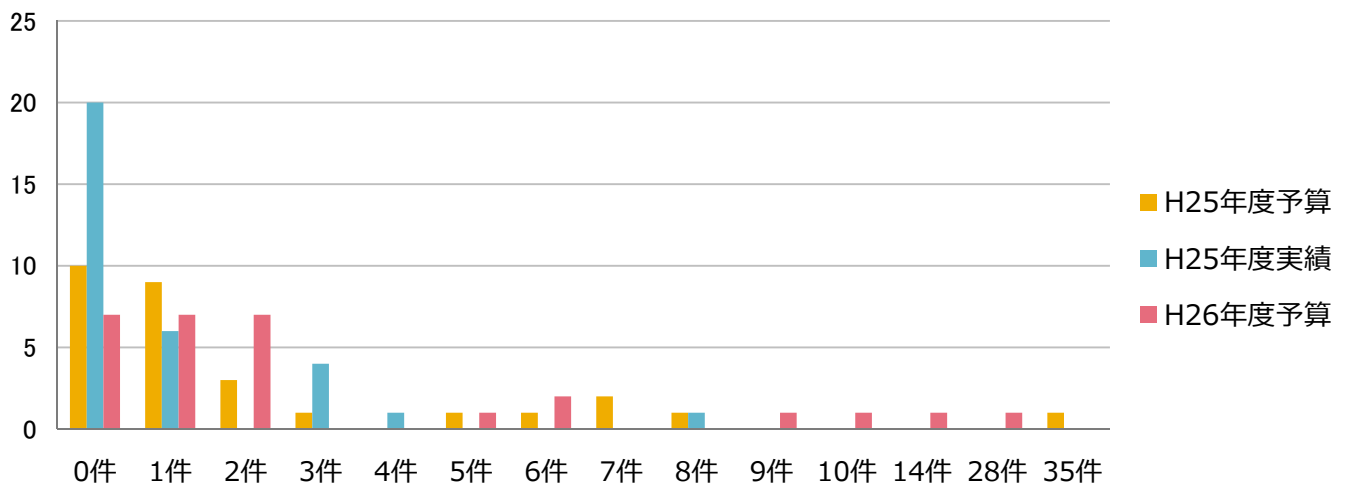
障害



	0～100 千円	101 千～ 500 千円	501 千～ 1,000 千円	1,001 千～ 2,000 千円	2,001 千～ 3,000 千円	3,001 千円～
H25 予算	13	18				1
H25 実績	32					
H26 予算	14	17				1

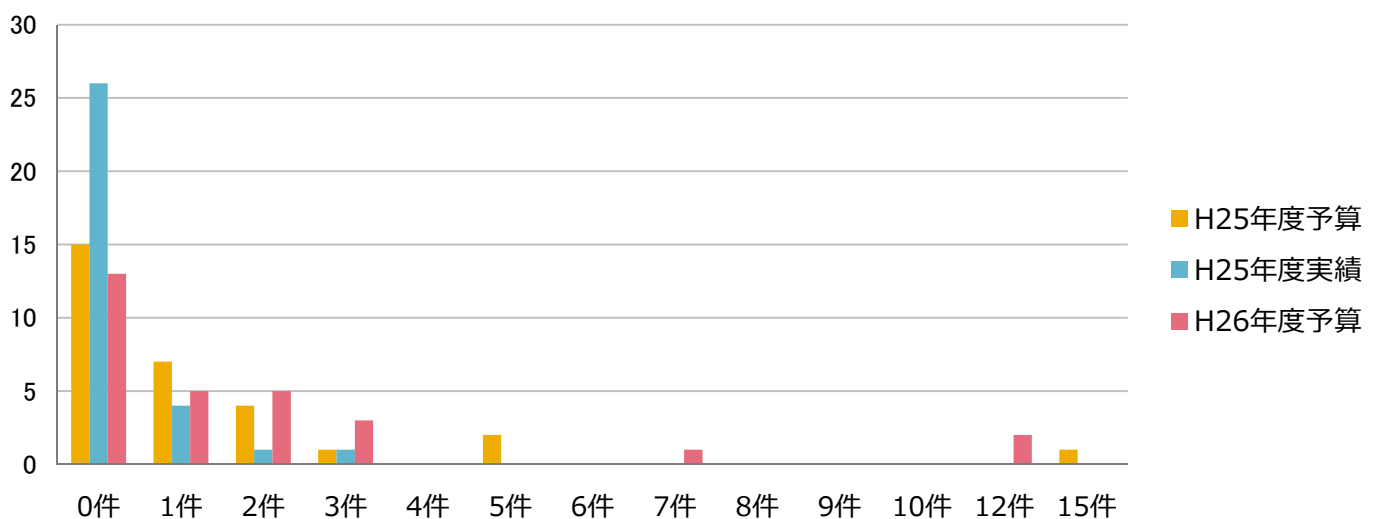
◆ 後見人等報酬の助成件数

高齢



	0件	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件	14件	28件	35件
H25 予算	10	9	3	1		1	1	2	1					1
H25 実績	20	6		4	1				1					
H26 予算	7	7	7			1	2			1	1	1	1	

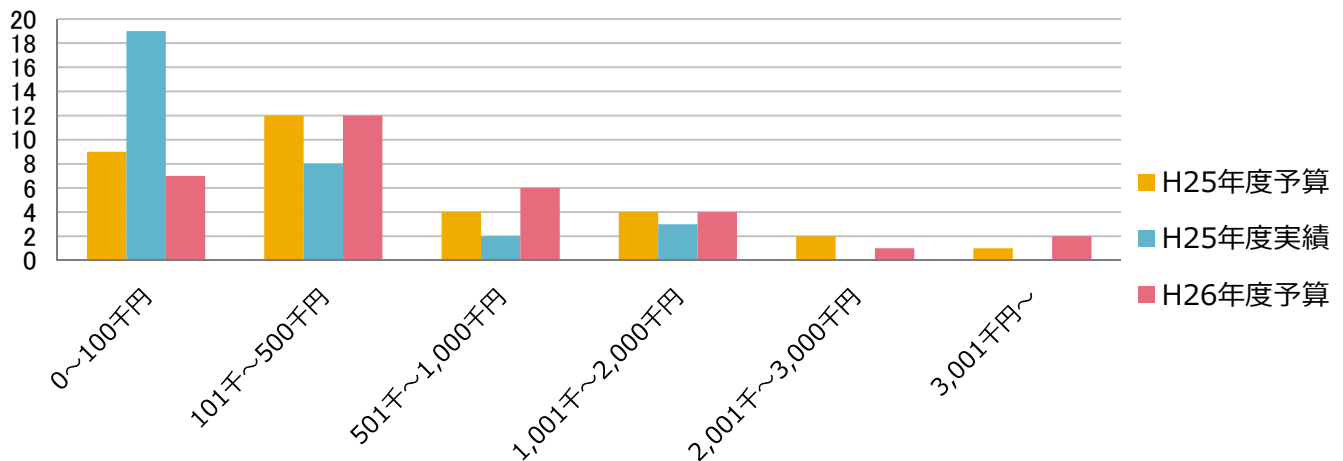
障害



	0件	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件	12件	15件
H25 予算	15	7	4	1		2							1
H25 実績	26	4	1	1									
H26 予算	13	5	5	3				1				2	

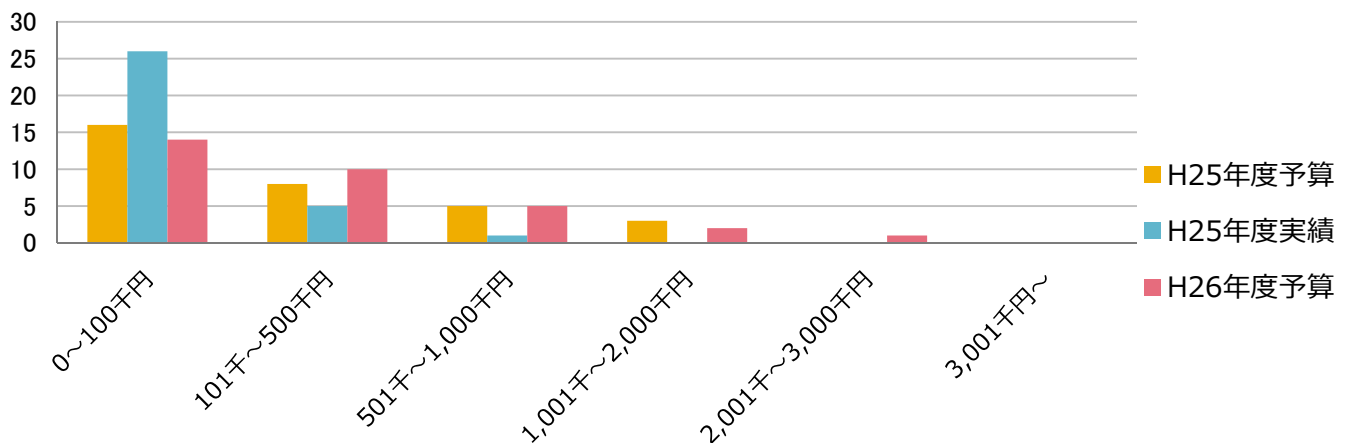
◆ 後見人等報酬の助成金額

高齢



	0~100 千円	101 千~ 500 千円	501 千~ 1,000 千円	1,001 千~ 2,000 千円	2,001 千~ 3,000 千円	3,001 千円~
H25 予算	9	12	4	4	2	1
H25 実績	19	8	2	3		
H26 予算	7	12	6	4	1	2

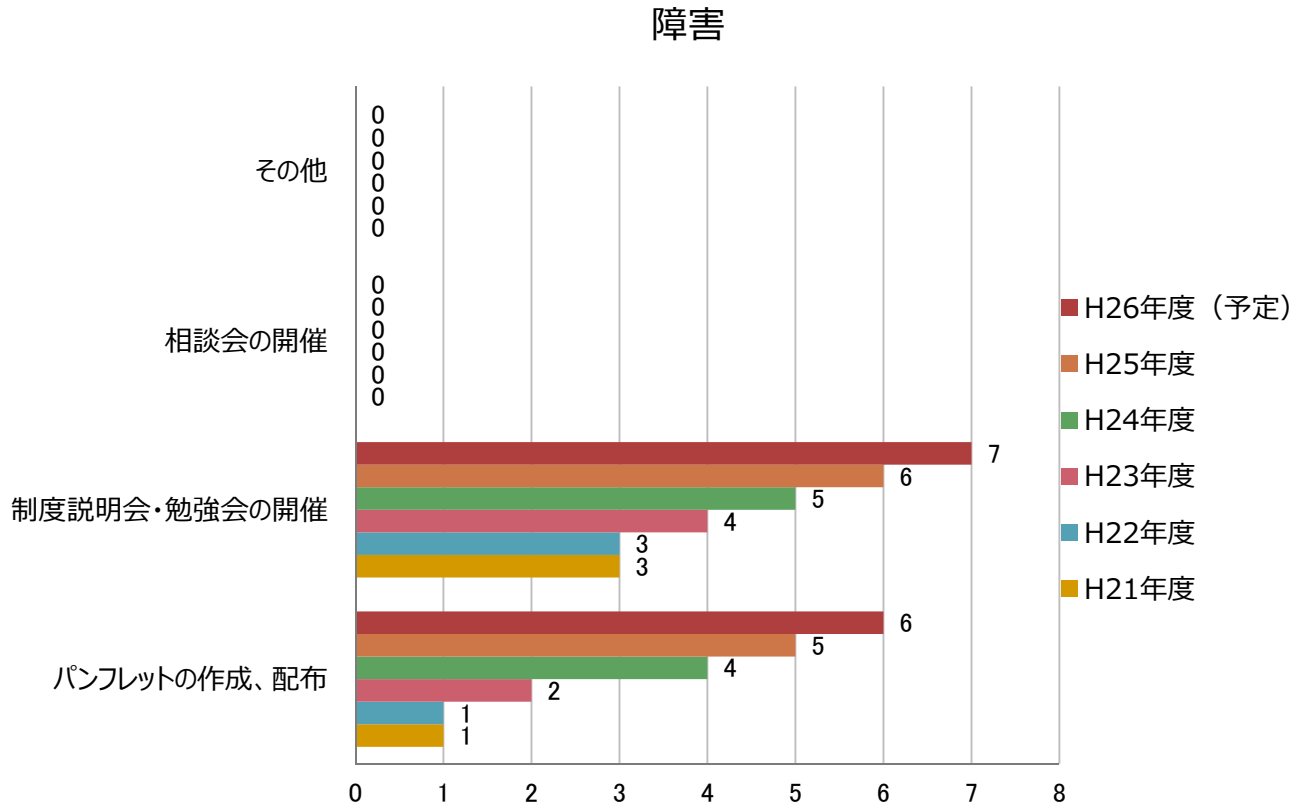
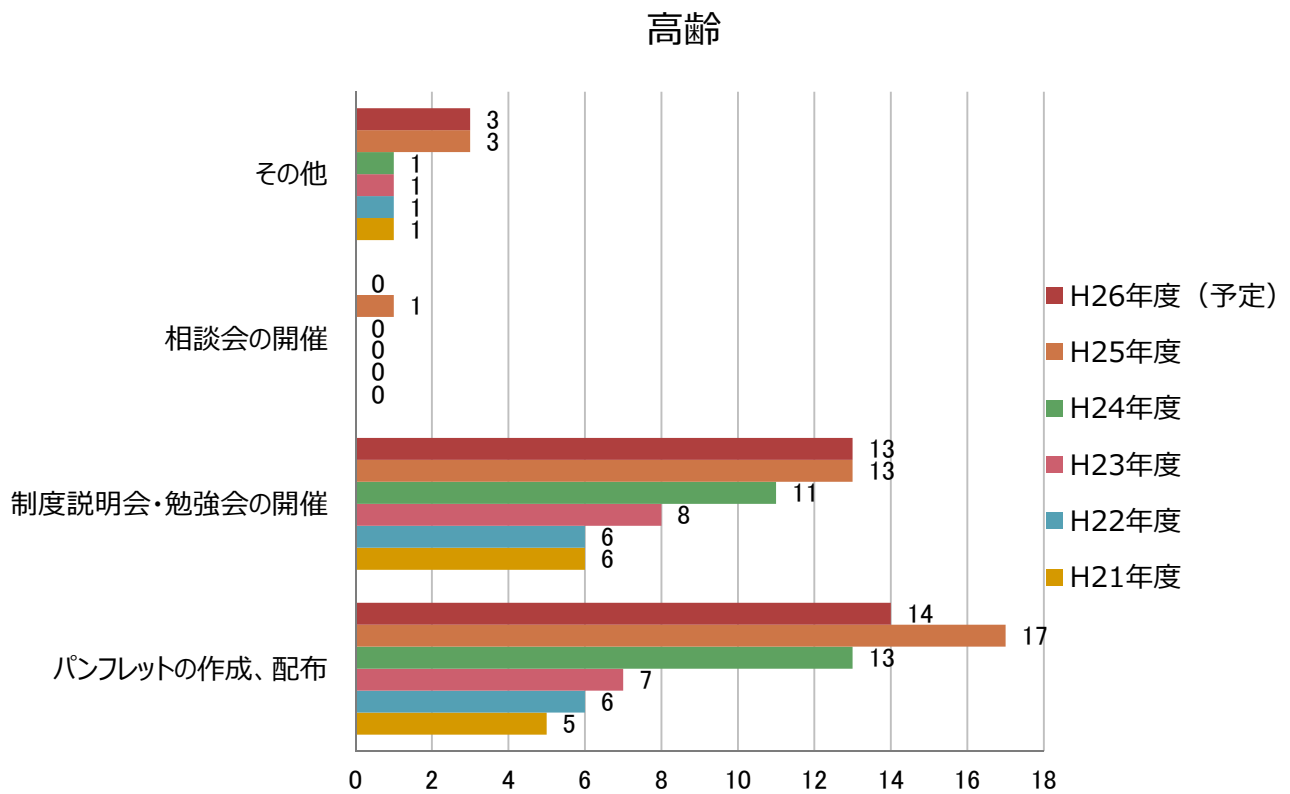
障害



	0~100 千円	101 千~ 500 千円	501 千~ 1,000 千円	1,001 千~ 2,000 千円	2,001 千~ 3,000 千円	3,001 千円~
H25 予算	16	8	5	3		
H25 実績	26	5	1			
H26 予算	14	10	5	2	1	

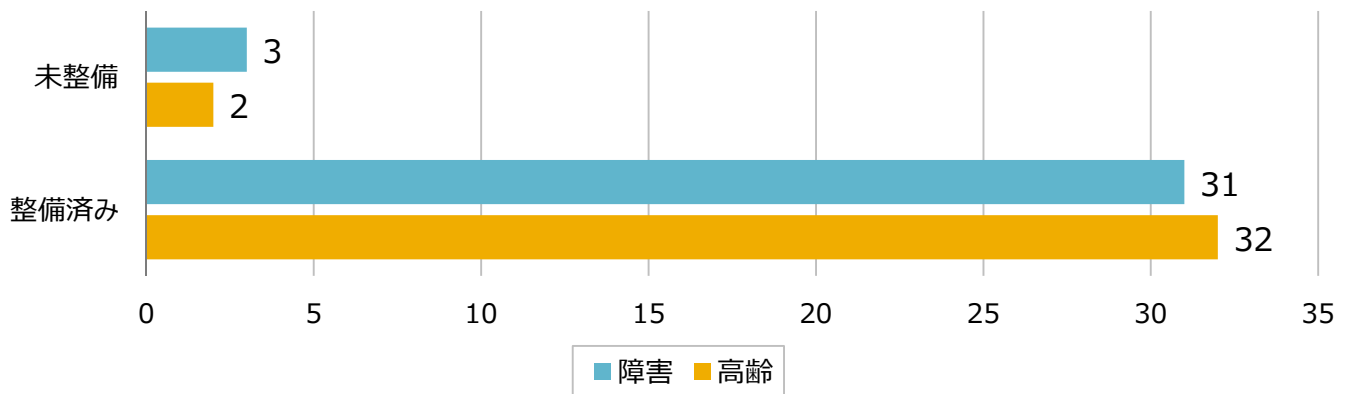
成年後見制度の普及・啓発事業について

◆ 普及啓発の実施状況

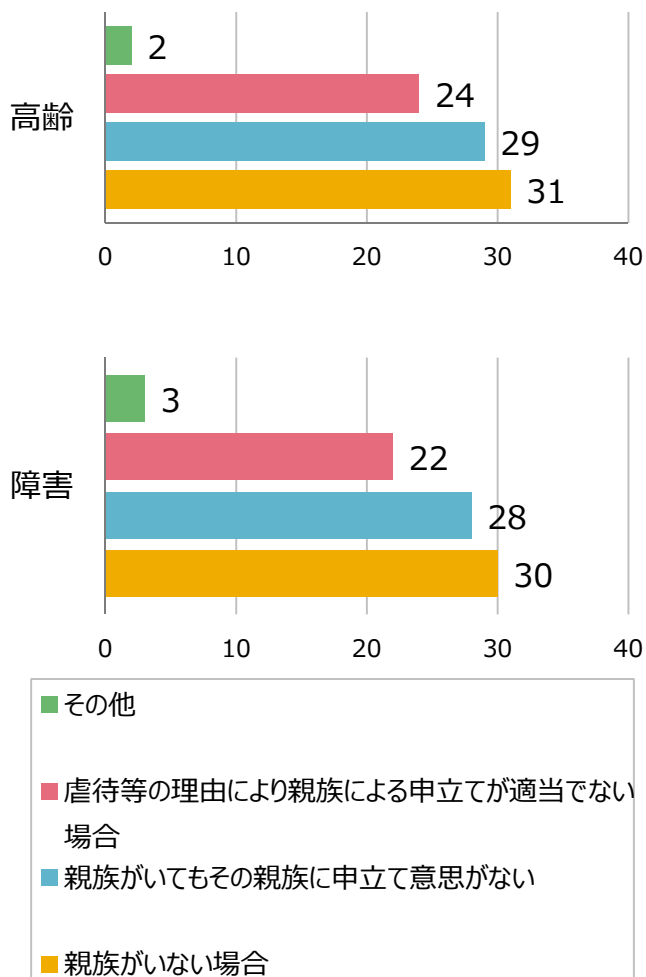


首長申立について

◆ 首長申立要綱整備状況



◆ 首長申立対象要件



【その他】

● 高齢

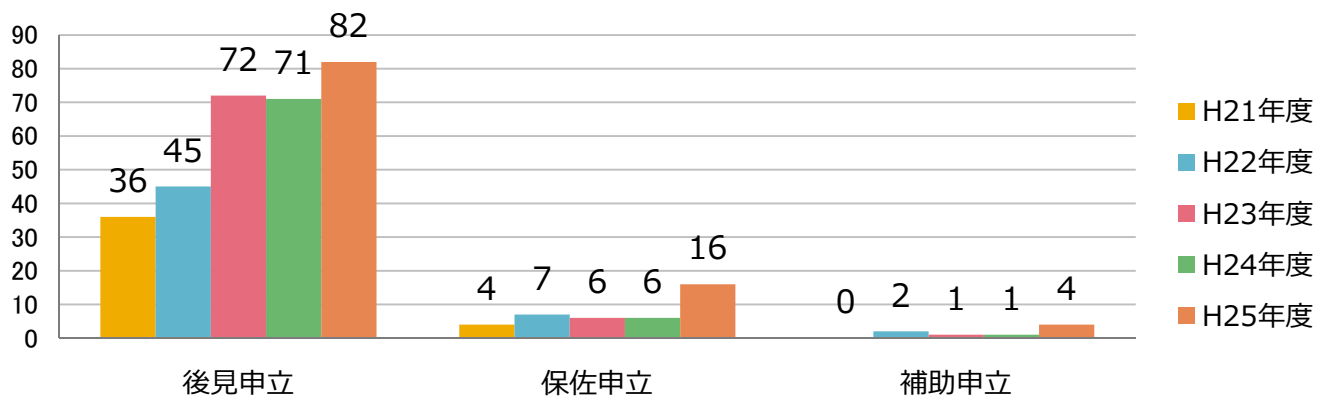
- 緊急やむを得ない事由により、市長が必要と認めた場合
- 民生委員等が成年後見人等を必要とする状態にあると判断した場合（判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者で）

● 障害

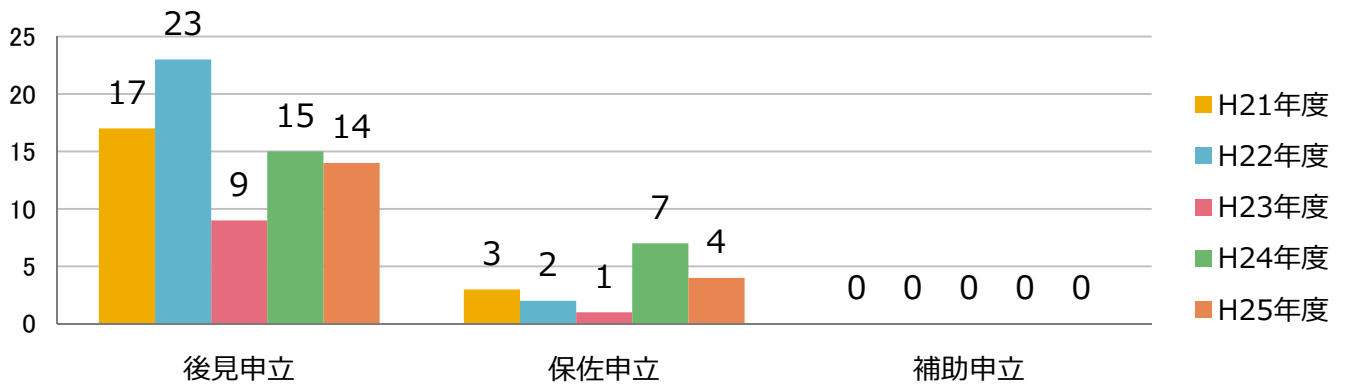
- 親族調査をする十分な時間がない時で、速やかに審判請求することが対象者の福祉にとって必要であると判断した者
- 緊急やむを得ない事由により、市長が必要と認めた場合
- 民生委員等が成年後見人等を必要とする状態にあると判断した場合（判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者で）

◆ 首長申立実績

高齢

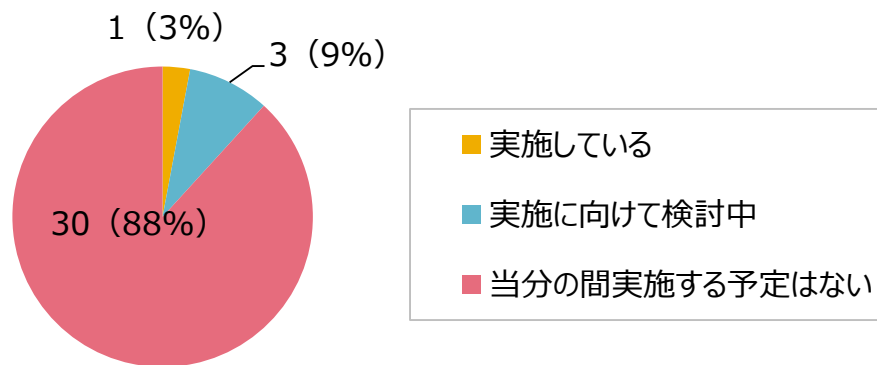


障害

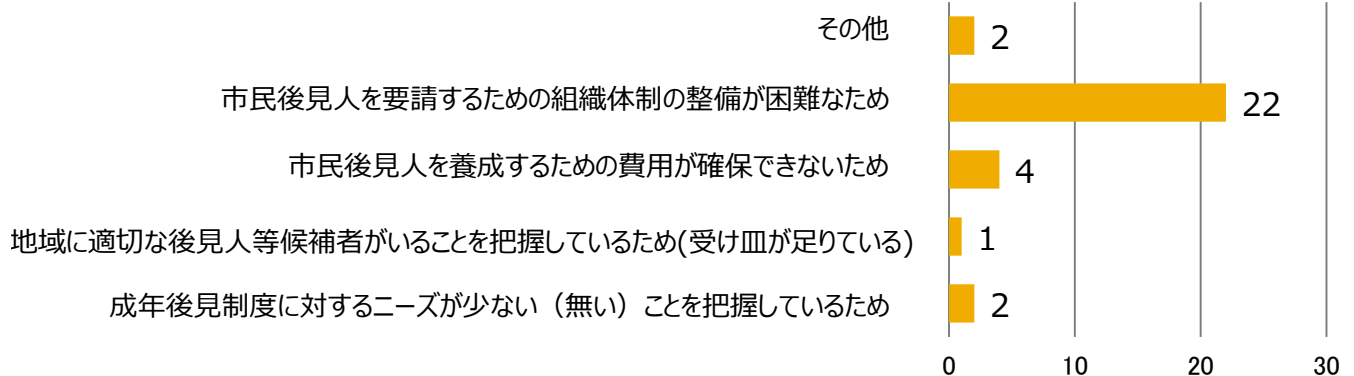


市民後見人の養成について

◆ 市民後見人養成研修実施状況



実施予定なしの理由



【その他】

- 市民後見人を家裁が選任しないと思われるため
- 検討する予定

◆ 市民後見人養成研修の外部委託状況

○委託している… 1 か所（社協へ委託）

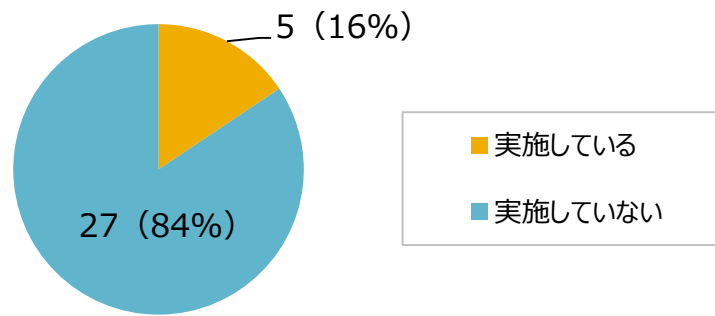
◆ 市民後見人候補者名簿登録状況

○登録者なし

◆ 平成 25 年度市民後見人養成計画数（1 市のみ回答）

○5 人

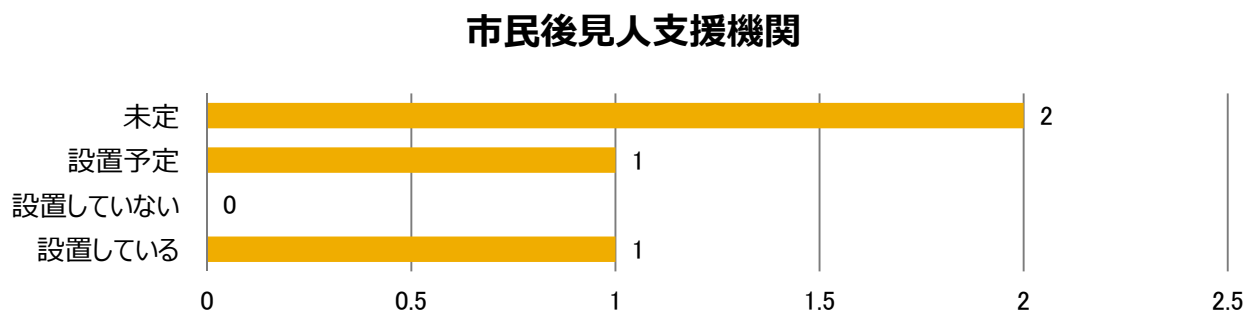
◆ 市民後見人養成研修以外の推進事業



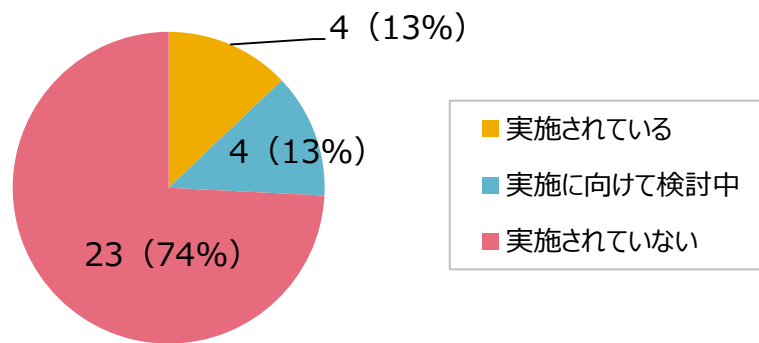
【実施内容】

- 市民後見人に係る講演会／市民後見人説明会
- 啓発講演会、基礎講座
- 啓発講演会、先進都市視察
- 成年後見講演会の中で制度の紹介
- 社協による成年後見制度の研修会

◆ 市民後見人養成研修以外の推進事業



◆ 法人後見実施状況



【実施機関】

- 社協 3 か所
- 社会福祉法人 1 か所

◆ 成年後見制度の推進についての課題や問題点（記述）

(1)制度の周知

- 成年後見制度の推進について、介護者の高齢化など制度の必要性はあるものの、一般市民への周知については、十分とは言えないところがある。
- 制度の周知や相談業務の中において（制度）利用を進めたりすることは常に行っている。
- 成年後見制度の認知度は、まだまだ低いと感じる。周知活動がもっと必要。

(2)財源や報酬の問題

- 報酬助成（未実施）の考え方、財源。後見センター（法人後見）を運営するのであれば、その財源。
- 成年後見人等への報酬助成の財源。
- 報酬の支払いが負担になり、申立てをためらう場合がある。
- 後見人等が必要となった方の財産が少ない場合、後見人への報酬の助成のための予算の確保。

(3)広域での取り組み

- 広域でセンター設立が必要、又は、区分別に実施部署が別であるが、窓口は一つの方が良い。
- 市民後見人の育成や法人後見の支援は、規模の小さい自治体では単独設置が難しいため、広域での設置が必要と考えます。
- 必要な人材の確保など、各市町で独自に行うことは困難である。
- 後見支援については、専門の相談機関の設置が望ましいと思われるが、市単独で行うには費用的・事務的にも効率性が悪い。また、法人後見の受け皿としては、現状の資源では社会福祉協議会以外になり得る組織や団体がないと思われ、その場合には高齢者・障害者ともにサービスとの利益相反の問題が生じる。上記の課題を考えると、保健福祉圏域程度の広域での実施と法人後見の実施機関の設立が望ましい。

- 町単位での推進になると、ニーズも少なく、対応が難しいため、広域での推進が必要と思われるが、各市町において、優先度も低く、これまであまり議論もされていない。今後どのような形で広域で普及、啓発を行っていくかが課題になると感じている。

(4)制度自体の課題

- 成年後見人等における不正防止。
- 認知症高齢者、独居高齢者が多く、親族の支援も乏しく、今後本制度の利用増が懸念される。
- 成年後見制度が推進されるには、申立て手続きが簡便化されることが第一であると考ええる。
- 首長申立てを予定していた利用者について、「登記されている事項証明書」を法務局に取り寄せたところ、その前に知人と任意後見契約を結んでいたことが判明したが、その知人自体が何も支援を行っていなかった。任意後見契約を解除してからではないと、後見申立てができないと裁判所から話があったため、その後契約解除から首長申立てまでかなりの時間を要した。成年後見制度自体が、本人の権利、財産を守ることが目的なので、手続きの進行においても、杓子定規ではなく臨機応変に対応するべきと考える。
- 土地、家屋等の不動産を所有している場合の処分や、当人の死後の事務をどこまで後見人が面倒をみるのかということ（面倒をみるのが可能か）。

(5)各市町が抱える課題

- 成年後見制度の必要性や手続きがわからない場合、必要な時期に速やかに制度が利用できない。
- 今後、市民後見人が必要となるケースが多くなると思われるが、現時点では、そういったケースが少ない。どのタイミングで市民後見人の養成及び支援機関を設置するか判断が難しい。
- こちら側が必要と判断しても、主治医による認知症の診断がされていないため、手続き自体が上手くいかないことがある。特にこの地域は、認知症の専門員がかなり不足しているため、本人の生活場面については、ある程度家族や包括、ケアマネといった関係者が的確に主治医に伝える必要もあるし、医療、介護の連携強化は不可欠と考える。
- 新たに後見人の担い手として市民後見人が期待されているが、市民後見人への支援体制。
- どの程度の案件までを行政で対応するべきかが曖昧であること。

(6)その他

- 日常生活自立支援事業を行っている社会福祉協議会が積極的に法人後見を立ち上げてもらえるとありがたい。